

第1章 計画の概要

1-1 計画の概要

1 景観計画とは

「景観計画」は、平成16年6月に制定された「景観法」において景観行政団体が法の手続き（第8条）に従って、良好な景観の形成をはかるため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画です。

2 計画策定の背景

高山村では、かねてより生活の中に農林業があり、自然と共生しながら山里文化が形成されてきました。

この山里文化によって形成された良好な景観は、利便性・経済性・効率性を追求した都市にはない魅力があるため、村民だけでなく、都市の住民にとって「住みたくなる」「また訪れたくなる」といった魅力を感じさせてくれます。

したがって、現在の社会経済情勢を踏まえ、村民と行政が共に取り組まなければならないことは、村民にとって“ありふれた景観”にこそ価値があることに気づき、村民共有の財産である貴重な景観を意識したむらづくりをすすめることです。

そして、村民の豊かな生活環境の創造、及び個性的で活力ある地域社会を実現していかなければなりません。

本計画では、多彩な景観を村の資源・財産として位置づけ、これら景観資源の保全策を講じることによって、山里文化を次世代に伝えたいと考えています。

3 計画の目的

計画策定の背景を踏まえ、農地の保全や森林の整備など、豊かな自然環境と融合した居住環境づくりをすすめながら、良好な景観の形成を促進することを目的とする。

4 根拠法

「景観法（平成十六年六月十八日法律第百十号）」に基づく。

1-2 計画の区域 (景観法第8条第2項第1号関係)

1 計画の区域

高山村における景観計画区域は、村内全域とします。

